

もくじ

9月定例会を終えて	・・・1
西脇いく子 意見書討論	・・・4
原田 完 議案討論	・・・6
意見書・決議	・・・8
意見書・決議案・請願の採決結果一覧	・・・16

2008年9月定例会を終えて

2008年10月17日  
日本共産党京都府会議員団  
団長 新井 進

9月24日から開かれていた9月定例議会が10月10日に閉会した。

今議会は、安倍首相につづく福田首相の政権投げ出し、そして麻生内閣の誕生と解散・総選挙をはらんだ激動する情勢の中で開かれた。わが党議員団は、自民党政治のアメリカいいなり、大企業中心の政治の大もとをただす論戦を行うとともに、府民の切実な要求実現のために積極的に奮闘した。

1、今議会には、一般会計補正予算をはじめ、18議案が提案された。わが党議員団は、第6号議案「建築基準法施行条例一部改正の件」に反対し、他の17件に賛成した。

1号議案「一般会計補正予算」には、原油価格等高騰緊急対策として、わが党が求めてきた障害者施設への冷暖房費など、支援策が盛り込まれた。一方、わが党の代表質問に対し、知事は「府民生活を守るために全力をあげたい」と述べたにもかかわらず、多くの関係者が求めている直接補填策等がもりこまれず、改善を強く求めた。また、京丹後市の国営開発農地に参入する農業生産法人「かね正アグリシステム」への農業経営構造対策事業費2億5842万円は、販売業者が直接集出荷事業を行う営利活動に二カ年で6億円も助成するもので、丹後地域の農業振興策とはいえず反対した。

第6号議案「建築基準法施行条例一部改正の件」は、「民間とのバランス」を理由に建築確認申請手数料を3～4倍に引き上げるもので、不況で苦しむ建築業者にさらなる負担を強いるもので反対した。

2、本議会の特徴は、原油・穀物高騰や汚染米問題など府民生活に重大な問題が発生する中、わが党議員団が追求と解明の先頭にたったことであった。

9月11日に、汚染米が高齢者施設や保育園などに給食食材として納入され、すでにほとんどが加工・消費されていたことから、議員団として翌9月12日に『汚染米』の流通事件の全容解明と安全確保、再発防止についての緊急申し入れを行い、その後相談窓口が開設された。また、議会開会日の9月24日には、「事故米の不正規流通事件に伴う食の安心・安全の確保に関する意見書」が可決するなど、この問題でも解決のために全力を挙げてきた。

また、原油高・生活物資高騰等により、府民生活に深刻な影響が出ているもとの、府内一円を訪問し、その実態の把握とそれにもとづく申し入れ、緊急懇談会の開催などを行うとともに、本議会では、各常任委員会でも、生活危機突破のための緊急対策の具体化を求め全力を挙げた。

こうした中、知事は原油高・生活物資の高騰等への緊急対策について、「国会において速やかに議論が行われ、効果的な経済対策が実行されることを求めている」と答弁。また、後期高齢者医療制度についても、「見直しの中には経過措置、暫定措置があるなど、将来の不安を必ずしも払拭できていない点もある。」と答え、障害者自立支援法の応益負担撤廃の質問に対し、これまでの見直しでも「なお不十分な点がある」として、「地域の実情に見合い、何よりも僅かな年金しかもらえないような方々が、必要なサービスを受けられない、こういった事態が絶対に起きないように改善を求めてまいりたい」と

答弁するなど、府民の声と運動に一定応えざるを得なくなった。

また、今議会では、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度導入の大もとにある社会保障費2200億円削減方針の見直しを求める意見書が全会一致で可決した。これは、京都府医師会から提出された「2200億円削減撤廃を求める請願」が、全会一致で採択されたことをふまえて可決されたものである。あまりに深刻な地域医療崩壊という事態に対し、与党も声を上げざるを得なくなっていることを示したもので、京都市議会で「後期高齢者医療制度廃止を求める意見書」の採択に続き、重要な変化である。

3、わが党議員団は、府民的焦点となっている問題を取り上げ、一定の改善の方向も示された。

深刻となる雇用問題について、代表質問で府職員の具体例をあげた追及に、知事は「非常勤職員の勤務の条件の改善に向けて引き続き検討を進めていきたい。」と述べ、教育長も「講師等の給与や休暇などの勤務条件については、引き続きよく検討してまいりたい」と答弁した。また、社会保険京都病院の存続について「京都市北部地域の中核病院として長年にわたり救急医療をはじめ、地域医療の推進に多大な貢献をしてきたことを踏まえ、引き続き国等に対し存続を要請していきたい」と答えた。これらは今後の闘いにつながるものである。

また、10月10日に、京都府労働委員会第41期委員の任命が発表されたが、労働者委員に京都総評推薦委員が任命されることとなった。これは1989年以来、連続して「京都総評排除、連合独占」というきわめて不公正、不公平な委員の任命が続けられてきた。この間、京都総評など労働者、労働組合が裁判で争うなど、その是正を求め、わが党議員団も議会で繰り返し求めてきた。今回、こうした不公正が是正されたことは、非常に重要な前進である。

4、今議会では、各党派から関西広域連合について質問が行われた。わが党は代表質問で、道州制と、その第一歩である関西広域連合について全面的に批判した。そもそも、道州制の導入の狙いは、財界の求めに応じ、空港や港湾、道路などのインフラ整備をすすめ、多国籍企業に選ばれる地域づくりを道州単位で進めようとするものである。さらに、道州制の導入により、国の役割を外交・防衛などに限定し、福祉や教育をはじめとした国の責任を放棄するものである。これらに住民自治や住民の暮らしの視点はまったくなく、地方自治とは無縁の議論である。ところが、山田知事が、関西広域連合に、議会でも府民的にもなんら論議されないまま、突き進んでいる態度を改めるよう厳しく求め、また自民党議員からも「拙速だ」「連携でできる」など批判的意見が相次いだ。山田知事は、ドクターヘリや広域防災などの例をあげ、「広域連合の効果を検証する必要がある」と推進の姿勢を示したが、これらは府県間連携で取り組めるものである。

また「京都府・市町村税務共同化」については、市町村の本来の役割である行政の総合性をないがしろにするものであり、党議員団は実施に反対してきたが、市町村からの異論の中、与党議員からも拙速な実施を疑問視する声が出され、当面の実施を先送りせざるを得なくなった。

「地方分権改革」の名のもと、府が強引な権限委譲を進める「京都府・市町村権限移譲推進会議」についても、府が責任を放棄し、市町村に過大な負担をおしつける拙速なトップダウンの進め方に対し、市町村からの批判的意見も多く、与党議員からも拙速にならないよう求める意見が出された。この問題でも、京都府が市町村自治を守り、市町村支援など本来の役割を果たすことが求められている。

5、知事が国土交通省から意見を求められている淀川水系河川整備計画について、今議会に府検討委員会の中間報告が行われた。

この計画は、河川法にもとづき今後20年から30年間にわたる淀川流域の治水・利水・環境整備の基本とするもので、中でも4ダム建設の是非を含め全国の注目を集め、府域では、18自治体に影響を及ぼす重要なものである。

このため、住民の意見の反映を定めた河川法にもとづく「流域委員会」が検討してきたにもかかわらず、国土交通省は流域委員会の最終意見も住民の声も無視し「ダムありき」の計画案決定を強行した。その後行われた「流域委員会」では「4ダム建設は不要」「利水面からも天ヶ瀬ダム再開発は不要」とする見解を明らかにした。こうした中、京都府は独自に「技術検討会」を立ち上げ「中間報告」を示したが、「技術検討会」自身が「すべての問題を独自に取り上げるのは時間的にも能力的にも不可能」としているとおおり、限定的なものである。わが党はこれまでから、計画の基本となる淀川の計画高水流量を17500m<sup>3</sup>と過大に設定していること、「天ヶ瀬ダム再開発」の断層帯による危険性や1500トン放流、宇治川、桂川の堤防の危険性、宇治塔の島、嵐山の自然と景観破壊の危険性、府営水道の過大な水需要

予測など、問題点を指摘してきたが、知事が意見を出すにあたり、こうした未解明の問題が山積している中、拙速な結論を出さず、府民的意見を汲みつくし、全面的な検討を行うよう強く求めた。

6、本議会に「農林水産試験研究機関のあり方について（案）」として、現在の7機関9箇所に配置されている試験研究機関を再編し、新たに「農林水産技術センター（仮称）」を設置することが報告された。審議の中では、与党議員も含め、林業試験場や丹後農業研究所の水稻部門の再編について、地域の農林業振興を困難にするとした異論が出された。

また、「職業能力開発総合センター（仮称）の開設（中間まとめ）」が報告された。これは、現在4校ある高等技術専門校を再編・統廃合し新たに職業能力開発センター（仮称）を設置するもので、福知山高等技術専門校の土木施工管理科と家具工芸科の廃止や、授業料の有料化が検討されており、今後の運動と論戦が大いに必要である。

策定中の「農業ビジネスアクションプラン」についても報告されたが、わが党議員団は、農業への企業参入を積極的に進めるものであり、安易に行うべきでないことを厳しく指摘した。他会派の議員からも、企業参入について否定的な意見が出された。

また、教育委員会は、「主幹教諭」「指導教諭」を導入することを明らかにした。これは既に導入した東京都の例でも明らかのおり、学校現場に新たな管理職を配置し、管理統制を進めるものである。わが党議員団は、教育現場の管理統制を強めるための主幹教諭などの導入ではなく、子どもと向き合う教員の確保を強く求めた。

7、わが党提案の「原油価格高騰への抜本対策を求める意見書案」「食の安全と食料自給率に関する意見書案」「生活保護の老齢加算、母子加算の復活を求める意見書案」「福祉・教育・暮らし充実のため、地方財源の保障を求める意見書案」「新テロ特措法の延長に反対する意見書案」の4意見書案をはじめ、計14意見書案について、4会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書案」に反対し、他の意見書案には賛成した。

4会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書案」には、「自治体間の財政力格差の是正」として、「税体系の抜本的な改革」を求めており、これは地方消費税の拡充により消費税増税に道を開くものであると、厳しく指摘し反対した。

本議会に付託された「原油高騰被害に対する中小企業等への抜本的支援策を求めることに関する請願」審査の際、民主党議員が「投機マネーの規制はできない」などと発言したことは、中小企業等深刻な影響をうけている府民から、多数出されている投機マネーへの規制強化を求める声に背を向けるものである。また、「新テロ特措法の延長に反対することに関する請願」も「延長に反対」とする民主党がこの採択に反対したことは、国会での「徹底審議なしの議決合意」とあわせ、府民の願いに背を向けるものである。

8、今議会中に「議会の活性化に向けた検討分科会」で毎月常任委員会を開催することが合意され、議会運営委員会に提案された。わが党は府民に開かれ、より活発な審議ができるよう、これまで求めてきたが、引き続き、審議時間の延長などを求めるものである。

また、これまで、各委員会に付託された請願は、閉会本会議では各常任委員会委員長からの審査結果報告・承認のみであったものが、今議会から、委員会で賛否が分かれたものについては、改めて閉会本会議で審議することとなった。

今議会で決算特別委員会（定数29人）が設置された。本来、議会のルールに基づき、議席数に応じた比例配分をすれば、わが党が副委員長に就くべきである。ところが、今回は、6議席のというわが党より議席の少ない公明党が委員長、さらに4議席の創生フォーラムが副委員長となるなど、オール与党によるわが党排除が継続されたことは、議会制民主主義を踏みにじるものである。

現在開かれている臨時国会では、民主党が新テロ特措法延長案の徹底審議を避け、採決を自民党と合意するなど、総選挙のために「解散を請い願う」姿勢に、国民的な批判が広がっている。

株価の世界的乱高下など、カジノ資本主義の破綻が明白になり、そのことが府民生活に大きな影響を与えているだけに、わが党議員団は、その実態を把握し、府民生活の危機を突破するために全力を挙げるとともに、きたるべき総選挙では、日本共産党の躍進で、アメリカいいなり、大企業中心のゆがんだ政治をただすため力を尽くすものである。

以上

## 西脇いく子（日本共産党、京都市下京区） 2008年10月10日

日本共産党の西脇いく子です。議員団を代表しましてただ今議題となっております意見書案14件のうち、4会派提案の「地方財政の充実強化を求める意見書案」に反対し、他の意見書案13件に賛成の立場で討論を行います。

はじめに、「原油価格高騰への抜本的対策を求めることに関する意見書案」についてです。

いま、投機マネーの横行による原油・穀物・原材料価格の高騰が、府民の暮らしと営業に深刻な事態を招いています。ある方は「危機的状況を通り越し、崖っぷちに立たされ、半歩踏み出している状況だ」といわれましたが、まさにいま寄せられている声は、悲鳴とも言うべきものです。

各分野で「激甚災害」ともいえる被害が広範囲かつ深刻に広がっており、このままでは京都経済や府民生活そのものが取り返しのつかない事態になりかねません。政府の「緊急総合対策」は、コスト転嫁による「新価格体系への移行」、省エネなど「供給力・競争力」の強化への支援が中心で、「物価高にも対応できるようにせよ」というもので、もともと販売不振で経営が困難なうえに、「燃油が2倍になった」が価格に転嫁できないと悲鳴をあげている多くの中小企業にとって、どれほどの効果があるのでしょうか。多くの業者は、「競争力」を強化する前に倒産・廃業に追い込まれてしまいます。

また「新価格体系への移行」などを強調することは、原油などの異常な価格水準をあたり前のものとし、投機マネーによる不当な価格つり上げを事実上、容認するものです。今、求められているのは、経営が苦しくなっている中小業者に「新たな設備投資」などの条件をつけることなく、直接補填を含む抜本的支援を行うことです。同時に原油や穀物などの高騰の背景にある投機マネーの暴走は、国際社会とも協力しながら、「暴走を抑える」という強い政治的意思を打ち出し、大もとを断つ対策こそ必要です。是非ともみなさんのご賛同をお願いします。

次にわが党提案の「食の安全と食料自給率に関する意見書案」についてです。

有毒で、食べてはならないお米が、学校や保育園、高齢者福祉施設の給食にまで使われていました。「食の安全」がこれほど問われることはありません。汚染米を不正に食用に売った悪徳業者はもとより、汚染米と知りながら、国内に流通させた農水省の責任は重大です。同時に、問題の根っこには自民党の米・農業政策があります。そのひとつは、輸入する必要がないのに、年間七十七万トンもミニマムアクセス米を輸入してきたことです。汚染米の八割が輸入米です。自民党政府は、アメリカと財界の要求に従って、「国際的な協定・WTOで輸入枠が義務づけられている」といって米を輸入してきました。しかしこれは義務ではありません。そのことは日本共産党の国会での追及に、当時の外相も農水相も認めているところです。この輸入米が膨大な在庫となって国内産米を圧迫し、米価下落の大きな原因ともなっています。

もう一つの政府・農水省の責任は、国による米業者の許認可制をなくしたことです。「規制緩和」の名のもとで、一九九四年に許可制から登録制にゆめ、二〇〇四年には登録制も廃止しました。届け出だけで米の売買ができるようにしたことが、悪質業者の参入を招きました。米の輸入に道を開いたのは細川内閣と村山内閣であり、流通を監督する責任を完全に投げ捨てたのは小泉内閣です。「安全な食料は日本の大地から」との立場でミニマムアクセス米の輸入は中止し、自給率向上への真剣な取り組みこそ国民が求めているものです。是非ともみなさんのご賛同を求めるものです。

次に、4会派提案の「適正な社会保障の確保を求める意見書案」についてです。

今、全国で医療崩壊という事態が広がるなど、国民の暮らしを支え、命と健康を守るべき社会保障が、生活苦や将来不安を増大させる大きな要因にまなっています。その原因は、自公政権による、社会保障費予算の自然増を、毎年2200億円も削減し続け、すでに1兆6200億円も削減した社会保障費抑制路線にあることは明らかです。この路線を貫くために、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度が導入されたこともいまや国民周知の事実となっています。

わが党は、この抑制路線を転換し、拡充へと舵を切りかえることを繰り返し求めてきましたが、いまや怒りは、大きく広がり続け、日本医師会も意見広告で「総理、まだ国民の声が届きませんか。今こそ政策を転換するときです。日本医師会は社会保障、そして国民医療を守るために、国民のみなさんと闘いつづけます」と述べるほどとなっているのです。ところが、自公政権は、「骨太の方針2008」でも、社会保障費削減方

針は堅持したままとなっているのです。したがって、本意見書案を全会一致で可決し、政府に対し、その転換を迫ることは極めて重要だと考えます。

なお、本意見書案は、京都府医師会の請願に基づくもので、付託された府民生活・厚生常任委員会で全会派が一致して採択されました。このため、本来、委員会提案となるべきものであることを指摘しておきます。

次にわが党提案の「生活保護の老齢加算の廃止をやめて復活を求める意見書案」についてです。

憲法25条では、国が最低限度の文化的な生活を国民に保障する義務を負っています。ところが、老齢加算や母子加算の相次ぐ削減・廃止により、人間らしい暮らしが奪われています。「お風呂の回数を減らした」「食事の回数を1日2食にしている」「冠婚葬祭のお付き合いは絶対にできない」という声は多くの方から出されています。さらに母子家庭の場合、子どもの食事や、クラブ活動、友達つきあいなどにも支障をきたし、経済的負担だけでなく、精神的にも追い詰められています。

国は一般の母子家庭の所得や、高齢者の年金が、生活保護基準よりも低額であることを理由に加算を減額・廃止しました。しかしそのことは生活保護基準にも満たない生活を強いられている母子家庭や高齢者の生活実態を是認し、なによりも暮らしを守る政治の責任を放棄するものです。

すでに宇治市議会や京田辺市議会、城陽市議会においても同様の意見書が採択されています。是非ともみなさんのご賛同を求めるものです。

次に4会派提案の「難病対策の充実に関する意見書案」についてです。

難病患者は、生涯が病との闘いともいえます。原因不明で治療が困難で長期にわたるため医療費の負担は大変なものがあります。病気のために失業も余儀なくされるなど、病とともに貧困とも闘わざるを得ない状況も深刻です。国の責任において、脊髄性筋萎縮症など全ての難病患者が安心して最善の治療が受けられることと、患者と家族の治療の経済的負担を軽減することは当然のことであり、本意見書案に賛成するものです。

次にわが会派提案の「福祉・教育・暮らし充実のための地方財源の保障を求める意見書案」と4会派提案の「地方財政の充実・強化を求める意見書案」についてです。

国はこの間、三位一体改革の名で地方交付税を一方的に削減し、地方自治体の財政は極めて厳しい状況におかれています。さらにいま「地方分権改革」の名のもと、国の基準や関与の廃止が検討され、実行に移されようとしています。これは、福祉・教育の負担金・補助金の削減に繋がるなど国が国民の権利と福祉についての責任を放棄するものです。「地方分権」を言うのなら住民福祉の増進という地方自治体本来の使命と役割の発揮のための財源を保障すべきです。わが会派提案の意見書案は、国による地方交付税の削減や政府の責任放棄を許さず、地方財源の保証を求めるものであり、新たな国民負担を招き、低所得者ほど影響の大きい消費税増税の道筋を許さないものであり、国民府民の願いに応えるものです。みなさんのご賛同をお願いするものです。

4会派提案の意見書案は「自治体間の財政力格差の是正」として「税体系の抜本的な改革」を求めています。これは地方消費税の拡充により消費税増税に道を開くものであり、国民の新たな負担増につながり認められません。

次に4会派提案の「道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案」についてです。

わが党は、これまで高速道路優先に10年間で59兆円をつぎ込む道路計画に反対し、道路特定財源の一般財源化と生活関連道路の整備・拡充を求めてまいりました。本府でも高速道路やそれへのアクセス道への整備が優先され、府民の願う生活関連道路整備が放置されてきました。これらを改善する立場から本意見書案に賛成するものです。

次に4会派提案の「私学教育の振興に関する意見書案」についてです。

親の経済的な理由で子どもが高校に行くことをあきらめざるを得ない、あるいは中途退学せざるを得ないという事態が府内でも広がっています。親の経済的理由で進学をあきらめなくてもいいように、また、父母負担の軽減をはかるためにも私学助成の充実は喫緊の課題であり、賛成するものです。

同時に、京都府の独自助成の強化も求められています。このこともあわせて申し添えておきます。

次にわが党提案の「新テロ特措法の延長に反対することに関する意見書案」についてです。米国によるアフガニスタンへの報復戦争は、タリバン追放後も七年近く続き、第二次世界大戦より長期化しています。民間人の死者は〇七年には千六百余人へと急増。特に米軍中心の空爆による民間人などの死者は三倍化してい

ます。タリバンは全土の八割近くで復活し、現地で日本人NGO活動家の伊藤和也さんが殺害されるという悲劇も起こりました。

アフガニスタン情勢がますます泥沼化するなかで、軍事力でなく政治解決こそ必要だとの認識が国連やイギリス、当の米軍内でも表面化しています。アフガニスタンのカルザイ大統領自身、サウジアラビアを仲介にタリバンに交渉を呼びかけてきたことを明らかにしており、改めて「戦争でテロはなくなる」ということが証明されているのです。

にもかかわらず、麻生首相は、「国際社会の一員たる日本がその活動から手を引く選択はありえない」と自衛隊によるインド洋での米艦船への給油活動を継続しようと、新テロ特措法延長法案の審議を要求しています。従いまして、憲法違反以外のなにもものでもない参戦行為を直ちに中止することを求めたわが党提案の意見書案にぜひとも議員のみなさんのご賛同を求めるものです。なお、すべては解散のためという党略的な狙いで「国政上の大問題を徹底審議する」という国会の役割を投げ捨て、採決に協力しようとする民主党に国民の理解は得られないことを厳しく指摘するものです。

最後に4党派提案の「太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書案」について賛成するものですが、自然エネルギー普及の鍵を握っているのが電力買い上げ量の拡大と固定価格買取制の導入です。このことが不可欠であることを指摘しまして私の討論を終わります。

## 9月定例会 議案討論

### 原田 完（日本共産党、京都市中京区） 2008年10月10日

日本共産党の原田完です。私は、日本共産党京都府会議員団を代表して、ただ今議題となっています議案18件のうち、第6号議案に反対し、他の17件については賛成の立場から討論を行ないます。

まず、第一号議案一般会計補正予算案についてです。補正予算に賛成しますが、幾つかの意見・問題点を指摘して、改善を求めておきます。

第一に原油高騰への特別対策が計上されていますが、原油価格高騰・穀物・食料をはじめとして、あらゆる物価が高騰、さらに金融不安による全世界同時株安、底知れぬ不況の広がり、府民の暮らしと中小業者の経営はかつてない 厳しい状況におかれています。

こうした国民、府民の苦しみに対し、小泉流構造改革の下で安倍内閣、福田内閣と連続した内閣投げ出しを引き継いだ麻生内閣でも、府民国民への痛みの押しつけの構造改革路線が引き継がれ、国民生活の苦境に全く対応できない異常な事態となっています。

我が党の新井団長が代表質問で、原油や穀物等の高騰の問題点を明らかにいたしました。府民の暮らしと京都経済は深刻な影響の下であり、京都府の具体的な対策強化を求めました。

知事は「京都府では、国の原油価格等の高騰に係る財政支援等の要望を行い、今後とも、府民生活を守るために、全力をあげて取り組んでいきたい。」と答弁されましたが補正予算案では直接補填は含まれていません。

知事が、全力をあげるというならば、関係者が求めている燃油等の直接補填など、代表質問で指摘した具体的改善を京都府として行うべきと考えます。この事を強く求めておきます。

次に、農業経営構造対策事業費2億5842万円についてです。

これは、京丹後市の国営開発農地の畑作に参入し野菜の生産を行う農業生産法人「かね正アグリシステム」に対する助成です。内容は乾燥、冷蔵、常温貯蔵庫、タマネギ選別設備、皮むきライン、ニンジンの選別・洗浄設備、トレサシステムや袋詰め包装機、フォークリフトなどに加え、輸送用スチールコンテナまで整備しようというものです。

「アグリシステム」は野菜小売業者、「かね正青果」が丹後国営に参入するために作った子会社で、代表は「かね正青果」社長が兼ねています。府はこの事業の目的として、野菜集出荷貯蔵施設などの整備を行い、農業振興を図るとしていますが、単純に丹後の畑作振興につながるとは受け止められません。

いままで、集出荷事業はJAが中心になり、生産者も協力して行ってきたものです。今回の「かね正」のように、販売業者が直接産地に出て集出荷事業を行うということはなかったことです。ましてや、皮むきライン、トレサシステムから包装機、さらには、輸送用スチールコンテナまで整備するというのは、一私企業の営業、販売と営利企業活動強化そのものではないでしょうか。

このような、「かね正青果」の営業活動、企業活動強化に国、府、京丹後市が2か年で六億円ちかい助成を行うという事業には到底賛成できません。予算の執行を留保されるよう強く求めておきます。

なお、府当局はいま「農業ビジネス支援アクションプラン」を策定中で、企業参入を積極的に進める方針ですが、企業は農業を守る、地域の再生をはかる目的で参入するものではありません。委員会審議の中でも「企業は営利目的で入ってくる、儲からなければ出て行く」との厳しい指摘もありました。

担い手問題は深刻ですがそれだけに、中核農家の育成、後継者、新規就農対策、団塊世代の復帰など、真正面から、積極的な取り組み強化を図るべきであります。安易な企業参入は、林業分野も含め、慎重を期すべきことを厳しく指摘しておきます。

第6号議案「建築基準法施行条例一部改正の件」についてです。建築確認申請等の手数料を値上げしようというのですが、条例で上限額を定め、建物の規模に応じた手数料の額は条例改定後定められることとなります。京都市の場合は、条例で、建物の規模に応じた手数料の額も定められることになっており、値上げ案がすでに、10月3日に可決されました。委員会質疑では、京都府の改定額は、「ほぼ京都市に準じて」とのことですが、30㎡から100㎡の建物の確認手数料は、現行9千円から、構造計算なしで3万2千円前後、構造計算を含む場合4万3千円前後に改定されることとなります。3～4倍もの値上げです。不況のうえに、原材料や燃料費の値上げ、さらに建築基準法の改定で仕事が減ったという大変な状況にある建築関係者に、3～4倍もの費用負担を強いる値上げ案には反対です。

また、改定額については、確認申請にかかる費用を計算した上で算出されるのが当然なのですが、委員会質疑では、実費計算によるものではなく、「民間とのバランスで」ということでした。民間が値上げしたために、府への確認申請が集中したこと、事務量の集中を避けるために、値上げして仕事を民間に返す、と言うことが値上げの理由として説明されましたが、さらに民間が値上げすれば、府も値上げするということになりかねません。

「構造改革」「規制緩和」で、建築確認を民間に開放したことから、構造計算を偽装した「姉齒事件」がおこり、構造計算を厳密にした建築基準法の改正のために、事務量が増え、手数料を値上げするという事態に陥っていますが、そもそも、建築確認業務を民間機関に開放したことが問題なのです。安易な規制緩和の結果、儲けのために安全が脅かされるという例は、枚挙に暇がありません。安全確保のために、行政が十分な責任を果たすことが求められているということをこの際、強く指摘しておきます。

次に今議会で報告され、知事が国土交通省から意見を求められている淀川水系整備計画案についてです。

この計画は、河川法に基づいて作成されるものであり、今後30年間にわたる淀川流域の治水・利水・環境整備の基本となる重要な計画です。1200万人を超える流域住民の生活の安全、暮らしに直結するとともに、数千億円を超える公共事業の基本を定め、関係自治体にも膨大な費用の分担を求める性格を持っています。京都府域では、桂川、宇治川、木津川流域の京都市をはじめとした18自治体に直接影響を及ぼすものです。

計画案の内容は、河川の維持管理、水道などの利水問題、自然環境の保全など多岐にわたっており、詳細な検討と府民の合意が求められています。特に膨大な建設費をとまなう4ダムの建設の是非は全国的にも大きな関心を持たれてきました。

この計画案の検討は、住民の意見の反映を定めた河川法にもとづき「流域委員会」が行なってきましたが、国土交通省は流域委員会の最終意見を待たず、多くの住民の声も無視し「ダムありき」の計画案決定を強行しました。こうした中、府は独自に「技術検討会」で京都府に関する問題を検討したとして「中間報告」を議会に示しましたが、その検討内容は「中間報告」自身が「すべての問題を独自に取り上げるのは時間的にも能力的にも不可能」としているように限定的なものです。

わが党議員団は、計画の基本となる淀川の計画高水流量を17500立方メートルに設定していることへの疑問や巨大トンネルを建設する天ヶ瀬ダム再開発、宇治川や桂川の堤防の危険性、宇治塔の島や嵐山の自然と景観の破壊の危険性、府営水道の過大な水需要予測など問題点を指摘してきました。ところが、こうした点や府民からの疑問が解明されたとはいえません。

流域委員会は、9月27日報告書案を発表し、「4ダム建設は不要」「利水面からも天ヶ瀬ダム再開発は不要」との見解を明らかにし、知事にも検討の材料を提供しています。

わが党議員団は、知事が意見を出すにあたって、拙速な結論を出さずに府民からの意見を汲みつくし、全面的な検討を進めることを強く求めるものです。

以上で私の議案討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

## 意見書案採決結果

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

福祉・教育・暮らし充実のため、地方財源の保障を求める意見書(案)

国による5兆円にのぼる地方交付税の削減で、地方自治体の財政は大変な事態に追い込まれている。さらにいま、「地方分権改革」として、福祉や教育の分野をはじめ国が定めている基準や関与の廃止・縮小、国の出先機関のあり方の見直しが検討され、実行に移されようとしている。

地方分権改革委員会の第一次答申や政府の「推進要綱」でかけられたのが、「保育所の入所要件の見直し」や「福祉施設の最低基準の廃止」等、国民の権利と福祉についての国の責任を放棄、後退させる重大な内容になっており、福祉・教育の負担金・補助金などの廃止・縮減にもつながるものである。国の補助負担金の7割以上が国民健康保険や高齢者医療、介護保険、義務教育費や児童手当などの負担金であり、その削減は国民・住民の福祉や暮らしに重大な支障を招くものであり許されない。

「地方分権」というのなら、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）という地方自治体の本来の使命と役割を十分に発揮できるための財源を保障すべきである。

よって、国におかれては、地方財政の維持強化のため、次の項目を実行されるよう強く求める。

- 1 地方財政の重要な柱である地方交付税の一方的な削減や制度を改悪せず、制度本来の財源の保障・調整機能の充実のため、削減した地方交付税を復元し、住民の福祉と教育、暮らしを保障する総額の確保を行なうこと
- 2 福祉や教育の国庫負担金・補助金の廃止・縮減に反対し、充実させること
- 3 「地方消費税の拡充」は消費税の大幅増税に直結するものであり、実施しないこと。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

新テロ特措法の延長に反対する意見書（案）

政府は、今臨時国会に新テロ特措法を延長する改定案（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案）を提出し、自衛隊がインド洋で行なっている米軍艦船などへの給油活動を続けようとしている。

これは、アフガニスタンを攻撃する米艦船などへの軍事支援であり、多くのアフガニスタン市民を殺傷する戦争に加担する行為である。

米国の「対テロ戦争」の泥沼化で現地の治安状況は最悪となり、日本人の人道支援活動家が犠牲となる悲劇も生まれた。すでに「戦争でテロはなくせない」ことは明らかである。当のアフガニスタン政府をはじめ、国際的にも、政治的手段での解決を求める声が高まっている。

イラク戦争支援をめぐるのは、航空自衛隊による米軍支援活動を憲法違反と断じた画期的な名古屋高裁判決がくだされ、これが確定判決となった。いまこそ憲法違反の参戦行為をただちにやめるべきである。

よって、国におかれては、新テロ特措法の延長を行わず、ただちに自衛隊を撤退させるよう強く要望する。



原油価格高騰への抜本対策を求める意見書（案）

いま、空前の原油・穀物・原材料高による物価高騰で、国民生活のあらゆる分野に厳しい状況がひろがっている。京都府内の倒産件数は5月から3カ月連続で増加しており、景気低迷による「不況型」倒産が2カ月連続で80%を超え、とりわけ、中小・零細企業が倒産企業の多数を占めるなどの深刻な事態である。

いま、原油・原材料高の価格転嫁が難しく、「激甚災害」ともいえる被害に直面している中小・零細企業に対して、直接補てんを含む抜本支援策が強く求められている。ところが、政府が打ち出した原油高騰対策はこれにこたえるものにはなっていない。

また、原油・穀物高騰の背景にある投機マネーの暴走に対して、規制の動きを強めている国際社会に協調し、我が国が規制策を早急に具体化することが求められている。

よって、国におかれては、次の事項に直ちに取り組みられるように強く要望する。

- 1 染色、蒸し水洗、精練、宇治茶等の伝統・地場産業や、公衆浴場、クリーニング業、運送業など燃油を直接使う業種をはじめとする中小・零細企業に、直接補てんを実施するとともに、揮発油税・軽油引取税などの暫定税率を廃止すること。
- 2 「セーフティネット保証制度」について、対象業種と適用条件の拡大、返済猶予期間の設定、金利と保証料の引き下げなどの改善を行なうこと。
- 3 国際社会と協調して、原油や穀物など、生存の土台となる商品に対する投機の制限に取り組むとともに、投機マネーの暴走を抑えるための適正な課税等を検討すること。

生活保護の老齢加算、母子加算の復活を求める意見書（案）

いま、年収200万円にも満たないワーキングプアが1000万人を超えるなど貧困が広がる中、生活保護を必要とする人が急増し、保護受給世帯は110万人を超えるまでになっている。生活保護は、憲法第25条に基づき、国民の生存権を保障する大切な制度であり、その役割は一層大きくなっている。

ところが、生活保護を受給する70歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算が廃止され、続いて一人親世帯に支給されていた母子加算が削減され、2009年度には完全廃止されることになっている。

生活保護を受給する高齢者や母子世帯にとって、加算は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために不可欠のものである。加算を廃止された世帯は、「食費を減らした」、「風呂の回数を減らした」、「冷暖房を使わないようにしている」、「知人の葬式に出られない」など、生活に重大な支障が出ている。

老齢・母子加算の削減・廃止は、生活保護基準の引き下げそのものであり、生存権の侵害である。

よって、国におかれては、老齢加算、母子加算をもと通り復活されるように、強く要望する。

食の安全と食料自給率の向上に関する意見書（案）

汚染米問題は食の安全を根本から脅かす大問題である。農水省が汚染の明らかな食用にはしてはならない「事故米」を非食用として販売し、業者が不正転用したこと、同時に、米販売の届出制への規制緩和のなかで汚染米取り扱い業者が370社にものぼり、その上、検査が杜撰であったこと、さらに、汚染米の8割が輸入米であり、国民が必要としない、義務でもないMA米輸入問題がこの根底にあることなど、政府・農水省の責任は重大である。

京都府内でも、汚染米輸入が保育所、福祉施設、病院や学校給食にまで広がる事態の中で、本定例会の冒頭、事件の全容解明と再発防止の緊急対策を求める意見書を可決したところである。

しかし、汚染米はその後も加工原材料としての利用がさらに広がり、いっそう大きな不安が広がっている。いま、国民の主食である米は勿論、食の安全・安心確保の抜本対策を早急に講じることが、改めて強く求められている。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ミニマムアクセス米の輸入は直ちに止めること。
- 2 農林水産省は米流通の管理責任をしっかりと果たすこと。
- 3 食品衛生監視員を大幅に増やし、水際での安全検査を抜本的に強化すること。
- 4 食料自給率向上、自給飼料確保の抜本計画を策定し、その実現のため、米をはじめ主な農産物の価格保障制度を確立すること。

事故米の不正規流通事件に伴う食の安心・安全の確保に関する意見書

食品偽装事件や中国産冷凍ギョウザ問題等、食の安全を揺るがす事案が相次いで発生し、食の安心・安全が国民にとって大きな関心事となる中、今般、工業用として使用されるべきはずの「事故米穀」が食用に転用され、市場に流通していたことが発覚した。

京都府内においても、数多くの社会福祉施設や学校等で事故米穀が給食用原材料として使用されていたことが判明するとともに、一部の保育園や介護老人保健施設においては在庫米からメタミドホスが検出されるなど、府民の間に衝撃と不安が広がっている。

また、他府県においても近畿や九州を中心に、病院や社会福祉施設等へ納入されていたほか、焼酎や米菓子の原材料として使用されるなど、一般消費者にも広く流通していたことが確認された。

さらには、有害物質メラミンが混入された恐れのある中国製牛乳を原料とした食品が、日本国内にも流通していることが新たに発覚するなど、国民の食に対する信頼が大きく揺らいでいる。

食の安心・安全、とりわけ日本人の主食である米については、その安全性の確保が何よりも重要な課題であり、今こそ、食に対する信頼の回復を早期に図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、食の安心・安全を確保するため、一刻も早く次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 事故米穀の不正規流通事件の全容を解明すべく、不正転売の実態を徹底調査し、公表すること。
- 2 食品衛生法上問題のある事故米穀が国内に流通することのないよう、万全を期すとともに、そうした事故米穀の輸入を禁止すること。
- 3 実効ある検査体制の確立など再発防止策を早急に講じること。
- 4 食品の生産段階から最終消費段階までの経路の追跡・遡及が可能となる制度や、加工食品等の原料原産地表示制度の充実を図ること。
- 5 自主回収による損害や風評被害を受けた事業者に対する支援策として、セーフティネット保証による金融支援措置等の一層の充実を図ること。

### 適正な社会保障費の確保を求める意見書

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、わが国の医療・福祉をとりまく環境が大きく変化する中、救急医療体制の弱体化、産科・小児科を中心とする医師不足や介護分野における恒常的人材不足などが大きな課題となっている。

一方で、国の社会保障費については、平成18年7月に政府と経済財政諮問会議などによる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」において、高齢化の進展等に伴って増加が見込まれる社会保障費を平成23年度までの5年間に、国の一般会計予算ベースで1兆1,000億円を抑制する基本方針が示されたところであり、この方針に沿った形で平成21年度政府予算の概算要求時においても、2,200億円の抑制方針が踏襲されているところである。

しかしながら、国民のだれもが将来への不安を抱くことなく生活できる社会の実現を図る上で、安心して良質な医療を受けられるよう確固たる医療提供体制を構築することは、必要不可欠な課題であることから、患者負担の軽減や医療従事者の不足・偏在の解消を図り、適正な医療サービスを提供するために必要な予算は、確実に確保されなければならない。

よって、国におかれては、社会保障費の自然増を毎年2,200億円一律に抑制する方針を見直し、適正な社会保障費関連予算の確保に努められるよう強く要望する。

### 難病対策の充実に関する意見書

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたり支障がある難病患者とその家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがある。そうした中で、国が原因究明や治療法の確立のために研究を行う「難治性疾患克服研究事業」や、患者の医療費を公費で負担する「特定疾患治療研究事業」の支援措置の適用を受けることは、難病に苦しむ多くの患者にとって切実な願いである。

しかしながら、現在、「難治性疾患克服研究事業」の対象として指定されている123の疾患のうち、「特定疾患治療研究事業」の対象となっているものは45疾患にとどまっている。

難治性疾患の一つである脊髄性筋萎縮症（SMA）は、脊髄の運動神経細胞の変性によって起こる筋萎縮症で、若年期に発症後、重度な肢体不自由に加え、人工呼吸器が必要になる場合もあるにもかかわらず、「特定疾患治療研究事業」の対象とはなっていないことから、患者や家族の経済的負担は多大なものとなっている。

よって、国におかれては、効果的な治療法が確立せず長期の闘病生活に苦しむ難病患者が、安心して最善の治療を受け続けられるよう、脊髄性筋萎縮症（SMA）をはじめとする各種の難病について、一刻も早く公費負担の対象となる「特定疾患治療研究事業」に指定されるとともに、長期療養を支える施策を積極的に推進されるよう強く要望する。

DV防止対策のより一層の推進を求める意見書

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）において、DVは配偶者からの暴力であり、人権侵害としての犯罪であることが明記され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針）を定め、DV防止やDV被害者支援への取り組みが推進されてきた。

また、本年1月にはDV防止法の第2次改正が施行され、都道府県は国の基本方針に即した基本計画を定め、市町村は都道府県が定める基本計画を勘案し、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないことが明記された。

こうした改正法における趣旨を鑑みたとき、地方におけるDV防止施策及び被害者の救済等の推進が欠かさないが、DV被害者等の実態がより広域化している状況では、国のより積極的な施策の推進が必要である。よって、国におかれては、DVに関する被害者救済及び自立支援に向けた諸問題の解決を図るため、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

- 1 改正DV防止法により、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務が努力義務とされたことを踏まえ、各市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たせるよう必要な財源を確保すること。
- 2 民間の団体に対する援助については、DV被害者支援施設の運営補助制度の確立など地方公共団体が援助を講じやすい環境整備に向け安定的かつ十分な財源措置を講じること。
- 3 学校の転校手続きや学用品の用意等が迅速・円滑に行われ子どもの教育を受ける権利が侵害されないような施策を実施すること。
- 4 DV被害者の就労・自立に向けた環境整備など生活再建に向けた長期的な視点での支援体制を確立すること。
- 5 DV被害者を受け入れる地方公共団体の考え方により、被害者の広域入所そのものが拒否されるような現状を鑑み、それらの姿勢を是正しDV施策に関する地域間格差を解消するための取り組みを強化すること。

私学教育の振興に関する意見書

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、一方で、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立学校の経営はいよいよ厳しい局面に立たされている状況にある。

我が国の教育の将来を思うとき、公私あいまの教育体制が維持されてこそ教育水準の向上と公教育の健全な発展が可能となり、個性化、多様化が進む時代にあつて、将来を担う人材の育成という要請にも応えうるものと考えられる。

そのためにも、公立学校に比べて財政基盤が弱い私立学校の経営基盤の維持向上や教育環境の充実とともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが求められている。

よって、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私立教育振興の一層の充実を図られるよう強く要望する。

### 学校耐震化に関する意見書

学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが行われているが、各自治体の厳しい財政状況の中で、苦慮している実態も事実である。

よって、国におかれては、今回の緊急措置に併せて、次の事項の対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、高等学校を含む、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の財政措置を講ずること。
- 2 私立学校の耐震化促進のため、私立学校施設整備補助の拡充など、必要な措置を講ずること。
- 3 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 4 実際の工事単価と補助単価の格差により、自治体に超過負担が生じる実態も見られるため、補助単価の補正を行うなど、きめ細かな対策を講ずること。
- 5 耐震診断も行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率の嵩上げなどを検討すること。また、一次診断と二次診断の結果により補助率の変更がないよう配慮すること。

### 「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

近年、日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働き方の多様化と雇用の流動化とともに、様々な雇用形態によって働く方が増えてきた。また、その中には、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し、NPOや協同組合、社会貢献団体などの様々な非営利活動団体が事業展開を図っている。その一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、多くの社会問題が存在する今日において、その解決手段の一つとして注目を集めている。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている中で、日本では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約が出来ない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの課題が指摘されている。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は分かつことのできないものであり、誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」という働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民主体のまちづくりを創造し、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会との連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、多様な働き方が可能な環境整備を図るため、「協同労働の協同組合法（仮称）」制定について、強く要望する。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国であるわが国は、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%～80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を実現するため、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。

その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しいわが国において、広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万kWであり、ドイツ、米国などとともに世界をリードしてきた。

しかしながら、近年、太陽電池パネルの原材料の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入の伸びが鈍化し、現在はドイツに遅れを取る結果となっている。

「環境立国」を掲げるわが国が、太陽光発電世界の座を奪還するために、政府・各省が連携を緊密にとりつつ、各分野に対して支援策を打ち出す必要がある。

よって、国におかれては、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充を行うこと。
- 2 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策を推進すること。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度を整備すること。
- 4 導入コスト低減に関わる技術開発促進策を推進すること。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動を推進すること。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤施設であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、文化交流、商圏の拡大等を促すとともに、活力と魅力のある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

しかし、京都府においては、道路整備が全般的に立ち後れている現状にあり、いまだつながっていない京都縦貫自動車道の整備をはじめとする真に必要な道路整備、歩道のバリアフリー化など生活に密着した道路整備、更には増大する老朽橋等の維持管理等、まだまだ多くの取り組むべき課題があり、このためにも道路財源の確保は不可欠である。

しかるに、京都府における道路予算に占める道路特定財源の割合は3割程度にとどまり、他に多額の一般財源を投入せざるを得ない状況にあるなど、道路のために必要な財源が不十分であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、道路特定財源の一般財源化に際して、このような地方の実状を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の意見を聴くとともに、地方の道路整備の実状に十分配慮し、地方が真に必要な道路整備を遅らせることがないよう、必要な財源を確保し、地方への配分を高めること。
- 2 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備に大きな役割を果たしてきた地方道路整備臨時交付金を継続、又は同等の代替制度を確立すること。
- 3 今般の道路特定財源の暫定税率の失効に伴い発生した地方税収の減収分については、国の責任において確実に財源措置を講じること。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の進展に伴い地方自治体が果たす役割が重要となるとともに、少子・高齢化対策、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要がますます増大する中、一方で、自治体間における財政力格差が大きな問題となっている。

この解決策として、地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」が創設されたが、あくまでも消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置であり、早急に、地域間の税源偏在の解消、安定的な財源確保対策の確立が求められている。

これらの問題を抜本的に解決するためには、地域産業の振興や雇用創出等により、地域の活力を高めていくことが必要である。そのためには、地方税の充実強化や国が果たす財源保障に必要な財源を確保するとともに、住民に身近なところで政策や税金の使途が決定され、地方分権の理念に沿った自治体運営が行われるようにすることが重要である。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を目指し、次の取り組みが推進されるよう強く求める。

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権の推進に向けて、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方交付税の強化により地方財源の充実強化を図ること。
- 2 自治体間の財政力格差は、税体系の抜本的な改革や、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正を図ること。
- 3 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

## 京都府議会9月定例会での意見書・決議案の採決結果

	意見書・決議案名	提出会派	結果	各会派の態度				
				共産	自民	民主	公明	創生
1	事故米の不正規流通事件に伴う食の安心・安全の確保に関する意見書案	全会派	可決	○	○	○	○	○
2	適正な社会保障費の確保を求める意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
3	難病対策の充実に関する意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
4	DV防止対策のより一層の推進を求める意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
5	私学教育の振興に関する意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
6	学校耐震化に関する意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
7	「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
8	太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
9	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案	自、民、公、創生	可決	○	○	○	○	○
10	福祉・教育・暮らし充実のため、地方財源の保障を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×
11	地方財政の充実・強化を求める意見書案	自、民、公、創生	可決	×	○	○	○	○
12	新テロ特措法の延長に反対する意見書案	共	否決	○	×	×	×	×
13	原油価格高騰への根本対策を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×
14	生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×
15	食の安全と食料自給率の向上に関する意見書案	共	否決	○	×	×	×	×

○：賛成、×：反対、

1番の「事故米の不正規流通事件に伴う食の安心・安全の確保に関する意見書」については、議会開会と同時に全会派一致して可決しました。

## 京都府議会9月定例会での請願の審査結果

請願番号	請願名	請願団体名	紹介会派	審査結果	各会派の態度				
					共産	自民	民主	公明	創生
78の1～82の1	原油高騰被害に対する中小企業等への根本支援策を求めることに関する請願 ほか4件	京都府商工団体連合会 会長 伊藤邦雄	共産	不採択	○	×	×	×	×
78の2～82の2	原油高騰被害に対する中小企業等への根本支援策を求めることに関する請願 ほか4件	京都府商工団体連合会 会長 伊藤邦雄	共産	不採択	○	×	×	×	×
83	食の安全と食料自給率向上を求めることに関する請願	農民組合京都府連合会 会長 佐々木 幸夫	共産	不採択	○	×	×	×	×
84	汚染米の再発防止のための根本的対策を求めることに関する請願	農林業と食料・健康を守る京都連絡会 会長 佐々木 幸夫	共産	不採択	○	×	×	×	×
85～102	新テロ特措法の延長に反対することに関する請願 ほか17件	安保破壊京都実行委員会 代表委員 大平 勲	共産	不採択	○	×	×	×	×
103	脊髄性筋萎縮症(SMA)の特定疾患に関する請願	SMA(脊髄性筋萎縮症)家族の会 京都府在住会員代表 藤原聡美ほか2名	自、民、公、創生	採択	○	○	○	○	○
104	適正な社会保障費確保に関する請願	社団法人 京都府医師会 会長 森 洋一	自、民、公、創生	採択	○	○	○	○	○
105	DV防止対策のより一層の推進を求めることに関する請願	改正DV防止法を京都府の施策にいかす会 代表 岡本 カヨ子	自、民、公、創生	採択	○	○	○	○	○
106	福祉灯油の実現を求めることに関する請願	全京都生活と健康を守る会連合会 会長 平木 克行	共産	不採択	○	×	×	×	×
107	国民健康保険料(税)の引き下げ、保険証取り上げの中止を求めることに関する請願	医療と国保をよくする京都府・市民の会 代表者 西村 英弥	共産	不採択	○	×	×	×	×
108	生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書を提出することに関する請願	全京都生活と健康を守る会連合会 会長 平木 克行	共産	不採択	○	×	×	×	×